

所得税・町県民税の申告受付及び納税相談日程表

月日	曜日	午 前			午 後		
		受付時間	地 区	場 所	受付時間	地 区	場 所
2/13	木	9:00~11:30	年金のみの方 給与のみの方	役場1階	1:30~4:00	年金のみの方 給与のみの方	役場1階
2/14	金	9:00~11:30	年金と給与の方	役場1階	1:30~4:00	年金と給与の方	役場1階
2/17	月	9:00~11:30	小浜町・浦町	総合センター	1:30~4:00	西町・新西町 木下町・上下町	総合センター
2/18	火	9:00~11:30	蛭子町・北目町 柳田町・黒島	総合センター	1:30~4:00	宮崎町・丘町 松香丘	総合センター
2/19	水	9:00~11:30	新町・先小路町	総合センター	1:30~4:00	笛吹在	総合センター
2/20	木	9:00~11:30	大 浦	総合センター	1:30~4:00	中 村	総合センター
2/21	金	9:00~11:30	浜津前目	総合センター	1:30~4:00	浜津後目	総合センター
2/25	火	9:00~11:30	牛渡・筒井浦	総合センター	1:30~4:00	前方後目・唐見崎	総合センター
2/26	水	9:00~11:30	相 津	総合センター	1:30~4:00	木 場	総合センター
2/27	木	9:00~11:30	斑 在	総合センター	1:30~4:00	斑 浦	総合センター
2/28	金	9:00~11:30	柳 西	総合センター	1:30~4:00	柳 東	総合センター
3/2 3/16	月 月	【午前の部】 9:00~11:30 【午後の部】 1:30~4:00	この期間は、役場住民課で平日のみ受け付けます。 離島地区の方、肉用牛申告の方は、この期間をご利用ください。				

申告期間中は、受付を円滑に行うために、税務担当職員以外の職員も対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

【申告の際に必要なもの】

- ① 印鑑、マイナンバーが確認できる書類
- ② 給与所得の源泉徴収票(本人交付用)
- ③ 公的年金の源泉徴収票(通知を受けたハガキ)
- ④ 地震保険料払込証明書(長期損害保険払込証明書)
- ⑤ 生命保険料払込証明書
- ⑥ 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ⑦ 普通預貯金通帳及び届出印
- ⑧ 「確定申告のお知らせ」はがき(平成30年分確定申告書を税務署に提出された方が対象)
- ⑨ その他申告に必要なもの
(帳簿、売上台帳、出荷台帳、領収書等の収支を明らかに出来る書類)

《重要事項》平成26年1月から事業所得(営業・漁業・農業・不動産など)がある全ての方は、記帳・帳簿等の保存制度の対象者となっております。帳簿を見せていただきながら受付を行いますので、整理されていない場合、受付の順番が後回しになったり、一旦お帰りいただくこともあります。申告前に早めの準備と整理をお願いいたします。

注 意 事 項

～ 必ずお読み下さい ～

【申告が必要な方】

- (1) 令和2年1月1日現在、小値賀町に居住し、平成31年1月～令和元年12月の間に所得のあった方
 - (2) 令和元年中の収入がなかった方で、国民健康保険税や後期高齢者医療制度に加入し、かつ税法上ご家族の被扶養者ではない方
 - (3) 営業等、農業、不動産、配当、一時、雑所得などの所得がある方
 - (4) 令和元年中の所得が給与所得のみの方で、勤務先から小値賀町に給与支払報告書が提出されていない方
 - (5) 年金所得者に係る確定申告不要制度に該当する方(公的年金等の収入が400万円以下で、かつ、その他の所得が20万円以下の方)で、公的年金等以外の所得がある方または公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする方
 - (6) 令和元年中の収入がなかった方で、翌年度の各種手続きにおいて所得確認(所得証明等)が必要となる方
 - (7) 医療費控除など各種控除を追加する方
- ※ 令和元年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署へ提出した方は、申告の必要はありません。

注1 2月13日と2月14日の受付対象者は、「収入が年金のみの方」「収入が給与のみの方」「収入が年金と給与のみの方」です。この二日間は、年金受給者等の待ち時間短縮のために設けておりますので、地区受付日の申告でかまわない方は、地区受付日を選択されても構いません。

- ※ 対象外の方は受付いたしませんのでご注意ください。
- ※ 2/13と2/14には役場1階住民課にて受付を行います。

注2 左記日程表の期間中に都合がつかない方は、3月16日(月)まで役場住民課で受付しております。ただし、土曜日・日曜日は受付を行っておりませんのでご注意ください。

注3 申告を受け付ける際に、所得税の確定申告が必要と判断される場合には、同時に確定申告書の作成も行い、役場から税務署へ引継ぎます。

所得税の確定申告が必要な方へ

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)により、確定申告書には『マイナンバーの記載』と申告者ご本人の『本人確認書類』の提示または写しの添付が義務付けられていますので、下記の必要な書類を必ずお持ちください。

【番号確認書類】

本人のマイナンバーを確認できる書類

- マイナンバーカード
- 通知カード
- 住民票(マイナンバーの記載あり)などのうちいずれか1つ

【身元確認書類】

記載したマイナンバーの持主であることを確認できる書類

- マイナンバーカード
- 運転免許証
- パスポート
- 健康保険証
- 身体障害者手帳
- などのうちいずれか1つ

～～総務課からのお知らせ～～

申告受付会場で『交通災害共済の加入受付(1人500円)』を行います。加入希望の方はこの機会をご利用ください。

お問い合わせ先
役場住民課税務係
電話 56-3111